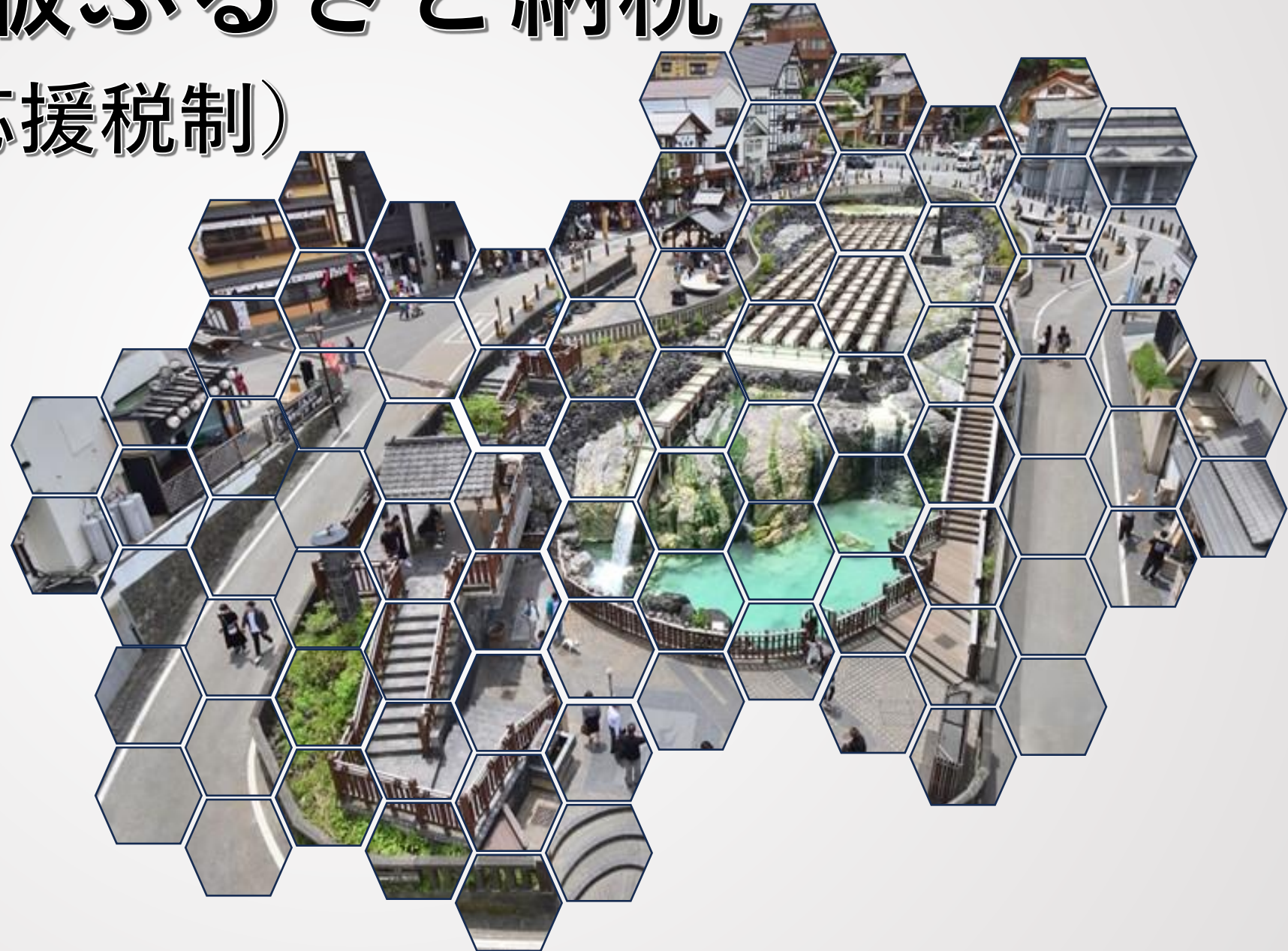


草津町企業版ふるさと納税

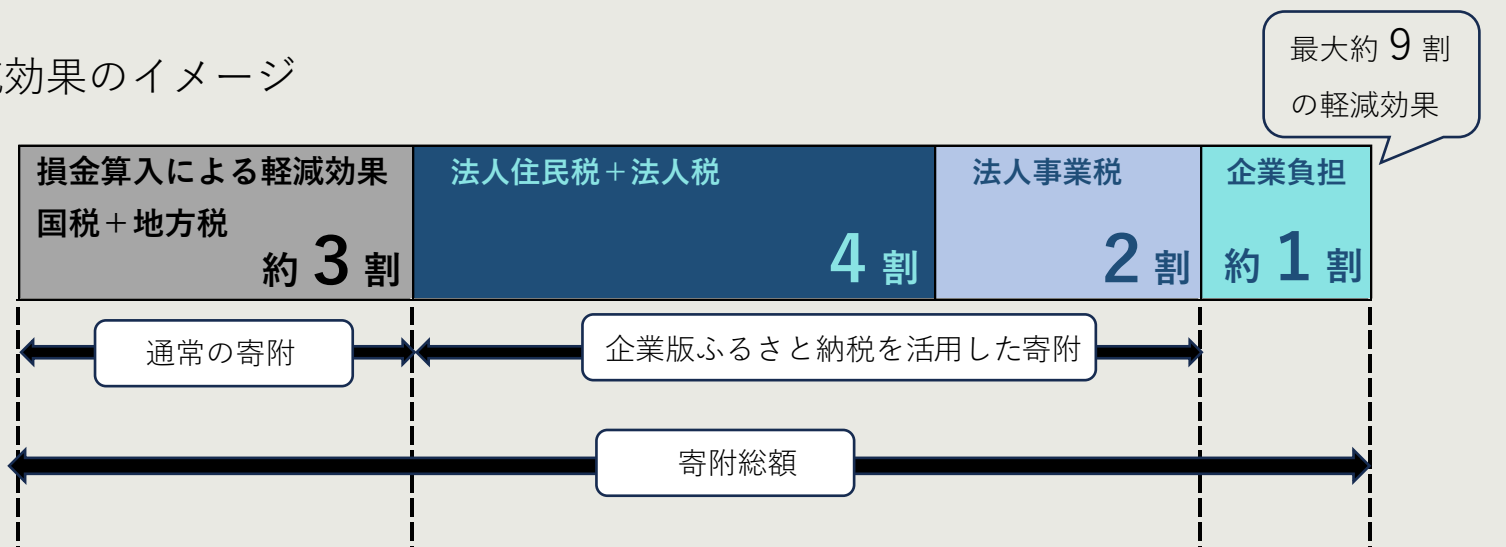
(地方創生応援税制)



制度の概要

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が実施する地方創生のための取組に対し、企業の皆さまが寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みです。本制度を活用して寄附を行った場合、最大で寄附額の約 9 割が税控除により軽減させ、実質的な企業負担が約 1 割まで圧縮されます。

軽減効果のイメージ



寄附対象事業

地域再生計画に位置づける次の事業を進めるための取組に対する寄附を募集しています。具体的な事業については、ご相談の上、決定させていただきます。

- ・「草津ブランド」を強化し、地域の特性を活かした産業が振興するまち
- ・将来の草津を担う人材を育て、みんなが役割を持ち、活躍しているまち
- ・楽しさと利便性が共存し、誰もが暮らしやすいまち
- ・様々な地域と連携した安心・安全なまち

地域再生計画
活用事業例

※主な事業例に記載していない事業にも活用することが可能ですので、ご相談ください。

手続きの流れ

1. 寄附の相談・申し出

2. 寄附申込書の提出 ※寄附申込書は[こちら](#)よりダウンロードしてください。

3. 寄附の払込み ※町から納付書を送付いたします。

4. 町から企業へ受領書の交付

4. 税申告の手続き ※企業が受領書に基づき税申告を行うことで税制上の優遇措置が受けられます。

制度活用にあたっての留意事項

- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
(例：寄付の見返りとして補助金を受け取る。有利な利率で貸付けをしてもらう。)
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。

制度の詳細につきましては、企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局ホームページ）＜外部リンク＞をご覧ください。

寄附をいただいた企業様のご紹介

公表についてご了承いただいた企業様を寄附年度ごとに掲載しています。

- ・ 令和 7 年度

このページに関するお問い合わせ先

企画創造課

〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津 2 8 番地

TEL: 0279-88-7193 FAX: 0279-88-0002

草津町企業版ふるさと納税 活用事業例



「草津ブランド」を強化し、地域の特性を活かした産業が振興するまち

- ・ Googleマップとライブカメラを連携したマップを町ホームページへ公開し、繁忙期の渋滞情報の提供を行います。
- ・ 観光案内看板のデジタルサイネージ化を図り、リアルタイムの状況や外国語に対応した案内を行います。



将来の草津を担う人材を育て、みんなが役割をもち、活躍しているまち

- ・ 幼・保一体の環境整備を行い、年齢、国籍を問わない集団活動や異年齢交流を通して健やかな育ちを充実させます。
- ・ 当町では「子どもは町の宝物」と考え、妊娠期からの子育て支援事業を行っています。



楽しさと利便性が共存し、誰もが暮らしやすいまち

- ・ 地域コミュニティの課題解決の話し合いの場づくりやイベント等の計画づくり、高齢者サロンなどに支援を行っています。
- ・ 通学、通園、通院など地域住民の生活に対して利便性を考慮した町内巡回バスを運行します。



様々な地域と連携した安心・安全なまち

- ・ 県内他地域の観光地と連携し、観光関連に従事する人々の交流促進と、観光人材の育成を行います。
- ・ 救急救命分野の対応強化を図り、町村民の安心・安全な暮らしを維持するため、吾妻郡内での連携を図ります。

お問い合わせ・寄附のお申し出先

電話

0279-88-7193

メール

webmaster@town.kusatsu.gunma.jp